

社会健康医学大学院大学の設置 に係る基本構想

2019年3月

静岡県

目 次

1	大学院大学の設置目的	1
(1)	本県の健康を取り巻く状況	1
(2)	これまでの健康寿命延伸への取組	1
(3)	科学的知見の導入の必要性	1
(4)	本県が大学院大学を設置する目的	2
2	大学院大学の概要	3
(1)	大学院大学の基本的な理念	3
(2)	養成する人材像	4
(3)	大学院大学の名称	5
(4)	研究科、専攻の構成と入学定員	5
(5)	取得できる学位	5
3	教育研究体制	6
(1)	教育課程	6
(2)	教員組織	9
(3)	入学者の選抜方法	10
(4)	施設整備等	10
4	地域の医療機関、大学等との連携	10
(1)	既存の大学や研究機関との連携	10
(2)	地域医療を支える関係者との連携	11
5	開学の時期	11
6	大学院大学の設置運営主体	11

1 大学院大学の設置目的

(1) 本県健康を取り巻く状況

- ・ 県内の高齢化率は、2015年で27.8%となっており、今後、少子高齢化の進行により、2040年には37.0%まで上昇すると推計されている。
- ・ 高齢化の進行に伴い、2008年度から2015年度の7年間で、静岡県医療費は、9,288億円から1兆1,414億円と約1.2倍に、介護に要する費用は、1,886億円から2,624億円と約1.4倍に拡大している。
- ・ 静岡県健康寿命は、2010年、2013年、2016年の平均で男性72.15歳、女性75.43歳と、男女ともに全国ベスト3に入っているが、それでも男性で約9年間、女性で約12年間は、何らかの健康上の問題で日常生活が制限される期間がある。

(2) これまでの健康寿命延伸への取組

- ・ 約67万人分の特定健診データを分析し、市町別マップなどにより「見える化」することで、市町別、あるいは伊豆、東部、中部、西部のエリア別に健康指標の特徴や傾向、疾患などの健康課題を明確化している。
- ・ 県内在住の高齢者約22,000人を対象に生活実態調査を行い、「運動、食生活、社会参加」が健康長寿を支える3要素との結果を取りまとめた。

(3) 科学的知見の導入の必要性

- ・ 健康寿命の更なる延伸のためには、健診データや生活習慣、ゲノム情報などを総合した形で、科学的な視点から要因を分析し、その分析結果に基づいた施策を創出していく必要がある。
- ・ 既存の健康増進施策、疾病予防対策を科学的な視点に基づいて整理、体系化し、研究で得られた科学的知見を施策の立案に反映させ、効果的な実施を図ることが必要である。

(4) 本県が大学院大学を設置する目的

- ・ 静岡県では将来、県民の平均寿命が延伸していくとともに、人口高齢化がさらに進むと予測されている。県民一人ひとりが心身ともに健康で、いきいきと社会生活を送るためには、健康長寿を支える要因に関して、十分な科学的な分析が必要である。
- ・ 科学的知見に基づいた健康施策を推進するために、「社会健康医学」の研究に取り組み、得られた知見をこれまでの健康長寿の取組の体系化や、健康寿命の延伸に資する施策に反映させることができる人材育成を目的として大学院大学を設置する。

<大学院大学の必要性>

- ・ 医療や介護の現場において、自ら研究課題（リサーチクエスチョン）を見つけ、疫学や生物統計学などの専門知識を基に課題解決のための研究計画を立て、研究成果を県民の健康寿命の延伸に還元できる人材を育成するためには、学術の理論とともに社会への応用を研究する大学院大学が必要である。
- ・ 医師などとして既に大学を卒業し医療現場で働いている者が、学位や資格の取得をモチベーションとして持ちながら、現場での研究シーズを持ち寄り、そこに必要な専門的知識（スキル）を身に付けて研究できる場として、大学院大学が必要である。

<静岡県が設置する必要性>

- ・ 健康を取り巻く環境は、全国でも地域により様々な違いがある。静岡県内においても、伊豆、東部、中部、西部で、健康に関して抱えている課題は異なっている。静岡県内をフィールドとして研究し、地域の課題に合った健康増進施策や疾病予防対策を科学的知見に基づいて展開することによって、県民の健康寿命の更なる延伸が図られると期待されるため、静岡県として取り組む意義がある。

2 大学院大学の概要

(1) 大学院大学の基本的な理念

- ・健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民の健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す。
- ・基本理念を実現するために、以下の活動を基本方針として定める。

ア 研究の推進

- ・健康増進施策や疾病予防対策に科学的な知見を導入するため、医療ビッグデータの活用、効果的な健康増進施策・疾病予防対策のための疫学研究、ゲノムコホート研究に取り組む。

イ 人材の育成

- ・社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を県民に分かりやすい形で随時還元する担い手として、地域医療のリーダーとなる「医療専門職」、各地域の現場で健康増進施策を担う「健康づくり実務者」、長期かつ継続的に研究を行う「研究者」を育成する。

ウ 成果の還元

- ・社会健康医学の研究により得られた成果を、行政や医療機関などと連携して健康増進施策や疾病予防対策に反映するとともに、県民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組むよう、県民に分かりやすく情報提供する。

エ 県内における社会健康医学の拠点

- ・本大学院大学を県内における社会健康医学の拠点として位置付け、上記の3活動を総合して実践し、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を構築する。

(2) 養成する人材像

- ・ 社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を県民に分かりやすい形で随時還元するため、研究や取組の担い手となる、地域医療のリーダーとなる「医療専門職」、各地域の現場で健康増進施策を担う「健康づくり実務者」、長期かつ継続的に研究を行う「研究者」を育成する。

ア 保健・医療・福祉領域の高度医療専門職

- ・ 単なる病気の治療や延命の操作だけでなく最期まで元気で健康に暮らしたいという県民の希望を理解し、健康寿命の更なる延伸を実現するため、県内の多くの健康増進に関わる拠点で、静岡県の地域医療のリーダーとなり、県民により身近な場所で科学的な知見に基づくデータ分析や健康増進施策、疾病予防対策などを担う、医師や看護師などの「医療専門職」を育成する。
- ・ 例えば、臨床データの有効活用に精通した地域の医療現場で活躍する医療専門職や、科学的な知見に基づきデータ分析や疾病対策、健康づくりなどを担う医療専門職、さらには、臨床試験・コホート研究に従事する研究意欲をもった医療専門職を育成する。

イ 健康づくり実務者

- ・ 保健所などにおいて社会健康医学の知見を取り入れた健康指導などを行い、県民の健康寿命の更なる延伸に資する施策を担う、保健師や栄養士などの「健康づくり実務者」を育成する。具体的には、社会健康医学の研究で得られたデータや科学的知見に基づく健康増進活動や疾病予防対策について、県民の生活に取り込むことができる能力を身につけ、それを現場で発揮できる人材の育成を目指す。
- ・ 例えば、行政や企業などにおいて、科学的知見を取り入れた健康指導などを担う健康づくり実務者を育成する。

ウ 健康寿命の延伸に取り組む研究者

- ・ 科学的知見からの手法に基づいた県民の健康寿命の更なる延伸に取り組むため、今までの施策の体系化や医療データの要因分析などを継続的に進めていく役割を担う「研究者」を育成する。
- ・ 例えば、医療ビッグデータ解析のための医療統計手法に通じた臨床研究のサポート役となる専門技術者や、医療保険者、企業における健康ビッグデータ分析専門家、医療データの要因分析などを継続的に進め

ていく役割を担う研究者、さらには、ゲノムコホートを通じたヒト生物学研究など、多様な生命情報を総合的に分析・解析する能力を持つ研究者を育成する。

(3) 大学院大学の名称

- ・ 大学院大学の基本的な理念や養成する人材像を踏まえ検討し、設置申請までに決定する。

(4) 研究科、専攻の構成と入学定員

- ・ 研究科及び専攻の名称については、大学院大学の名称や取得できる学位を踏まえ検討し、設置申請までに決定する。
- ・ 入学定員については、本研究科の教育方法が、フィールド実習など少人数教育を主としていること、本基本構想の策定に当たり実施した進学意識及び人材需要の調査結果、他の都道府県における大学院大学や独立研究科の定員の状況を踏まえ、当初は1学年10人程度を見込む。

(5) 取得できる学位

- ・ 本大学院大学において授与する学位は、「修士（社会健康医学）」とする。
- ・ なお、国際的な通用性に留意して、英訳名称は、Master of Public Health (MPH) とする。

3 教育研究体制

(1) 教育課程

ア アドミッションポリシー（学生受入れの方針）

- ・本大学院大学では、既に医療や健康に関する基礎的教育を受け、医療や介護など県民の健康を直接サポートしている第一線で活躍し経験を積んできた者が、その教育や経験に上乘せする形で、さらに能力のステップアップを図ることを目的とし、次のような意欲を持った者の応募を期待する。

○健康と医療、環境に対する高い関心とリサーチマインドを持っている者

○大学院修了後も、静岡県内の医療・介護等の現場に戻り、リーダーとして活躍したい、又は、健康寿命の延伸に資する研究を継続したいという意欲のある者

<対象として考えられる職種>

(ア) 地域に根ざした医療専門職

- ・地域の病院や診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、看護師など
- ・健診機関で健康指導を行う医師、保健師、栄養士など

(イ) 健康づくり実務者

- ・保健所（行政）や企業で健康づくり活動を行う保健師、栄養士など
- ・社会福祉施設で健康指導や機能回復訓練を行う看護師、介護職員など

(ウ) 健康寿命の延伸に取り組む研究者

- ・医療機関や健診機関で医療データの解析を行う専門家
- ・研究成果を健康増進施策に効果的に結び付けるための、心理学、生命倫理学、行動学などの専門家
- ・大学を卒業後、ビッグデータの活用や疫学研究、ゲノムコホート研究の研究職を目指す者

イ カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

- ・ 国際的に通用するMPHと同等の基本的能力を養うため、国際的な公衆衛生学教育プログラムの認定機関である米国公衆衛生教育協会において基本科目とされる「疫学」、「医療統計学」、「環境健康科学」、「健康情報・ヘルスコミュニケーション学」、「健康管理・政策学」の5つのコア領域を基盤として教育を行う。
- ・ 県内の医療や介護等の現場に研究成果を還元できるよう、健診・医療・介護データなど静岡県地域資源を活用した研究指導を行う。
- ・ 研究成果を県民に効果的に還元するため、コミュニケーション能力の向上を図るための教育を行う。

（ア）授業科目の概要

a 疫学

- ・ 県民の健康に関わる問題を解決するためには、科学的な手法に立脚した研究が必要である。そこで、解決すべき問題は何かを考え、その問題の原因を解明してどこに介入すべきなのか、すなわち、仮説を立て検証するための研究デザインや、データの収集と解釈を理論的かつ実践的に学ぶ科目区分である。
- ・ 疫学研究を実施するために必要な疫学、医療統計学、健康情報学などの基礎知識を基に、実地調査・研究を含む演習・実習を通じて、より実践的な形で修得できる研究を目指す。
- ・ なお、実地調査・研究やデータの収集、分析に際しては、静岡県の健康や医療に関する課題を主なテーマと位置付けるとともに、静岡県特性を考慮した形での教育プログラムの設定などを行う。
- ・ 具体的には、「疫学概論」、「臨床研究概論」といった理論講義の授業科目のほか、「疫学特論」といった演習形式による実践的な授業科目を設置する。

b 医療統計学

- ・ 統計学の基本から専門的な統計手法までを駆使し、試験計画を立案して結果を科学的に解析・評価できる知識と技術を学ぶ科目区分である。
- ・ 医療現場や施策に還元可能な臨床研究、特に医療現場で生まれる疑問や問題意識から発する研究課題（リサーチクエスション）に

応える研究、現実から得られるビッグデータを活用した研究結果を、医療現場や政策に還元し、最終的に「医療を変える」研究を行うことを目指す。

- ・具体的には、「医療統計概論」といった理論講義の授業科目のほか、「医療統計特論」といった演習形式による実践的な授業科目を設置する。

c 環境健康科学

- ・自然環境や社会環境など人間を取り巻く環境が、人々の健康に及ぼす影響について、系統的に評価することを学ぶ科目区分である。

- ・具体的には、「環境健康科学・産業衛生学概論」、「生活習慣病概論」といった理論講義の授業科目のほか、県内の施設におけるフィールド実習を行う授業科目を設置する。

d 健康情報・ヘルスコミュニケーション学

- ・生活習慣病の要因となる不健康な行動を変容するため、個人（患者など）、現場（職場や医療機関など）、地域（地方自治体など）の各レベルにおいて、エビデンスに基づいた実効性のある解決策を立案、実行できる知識を学ぶ科目区分である。

- ・具体的には、「健康情報学」、「ヘルス・コミュニケーション概論」、「行動医科学」といった理論講義の授業科目を設置する。

e 健康管理・政策学

- ・複雑化する公衆衛生上の課題について、保健政策を科学的に判断、立案、実行できる知識を学ぶ科目区分である。

- ・現存する保健・医療・介護のビッグデータにアクセスし、問題の分析を行い、課題解決における道筋を得ることが可能な能力を習得させる。併せて、ICT（情報伝達技術）を活用した最先端の取組にふれ、AI（人工知能）を組み込んだシステムの構築や、IoT（あらゆる「モノ」がインターネットとつながる仕組みや技術）を活用した地域参加型の事業など、今後の技術的革新を見込んだ柔軟な発想に基づいたイノベーション創出を可能とする能力の養成を行う。

- ・具体的には、「健康・医療ビッグデータ概論」、「健康政策・医療経済学概論」といった理論講義の授業科目のほか、県内の施設にお

けるフィールド実習を行う授業科目を設置する。

f ゲノム医学

- ・ 県内で比較的多い疾病、健康に係る原因遺伝子の解明や、県民個々の遺伝因子や環境因子との関係を踏まえた最適な健康管理や予防対策などについて、理論的かつ実践的に学ぶ科目区分である。
- ・ ゲノムコホート研究に携わるためには、医学をはじめ、疫学、医療統計学、健康情報学などの知識を融合した分野横断的な幅広い知識を修得し、さらにそれらを利用した生体情報の統合解析や分析といった研究に関わる実務能力を養う必要がある。したがって、公衆衛生学の5つのコア領域の教育に加えて、ゲノム医学分野の専門的知識を養うための教育を行う。
- ・ 近年の急速な解析技術の進歩・発展に対応するため、最新の解析理論や方法論についても可能な限り修得させる。
- ・ 具体的には、「ゲノム医学概論」、「遺伝カウンセリング」といった理論講義の授業科目のほか、「ゲノム医学特論」、「遺伝カウンセリング実習」といった演習形式による実践的な授業科目を設置する。

ウ ディプロマポリシー（学位授与の方針）

- ・ 公衆衛生の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、健康情報・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）の基本的内容を理解している。
- ・ 地域における研究課題を見つけ、その課題を解決するための研究計画を自ら立案し、実行できる能力を身に付けている。
- ・ 研究成果を医療や介護等の現場に効果的に還元できる、ヘルスコミュニケーション能力を身に付けている。
- ・ 社会健康医学の実践活動においてリーダーシップを発揮できる能力を身に付けている。

(2) 教員組織

- ・ 教員組織は時代の変化や教育研究の進展等に対応できるような柔軟な体制とする必要がある。原則として、主要科目は専任教員（教授、准教授、講師、助教）が担当するものとし、必要に応じ非常勤講師等に対応する。

- ・教員の確保に際しては、教授、准教授等の人数及び年齢のバランスを考慮し、十分な教育研究ができるよう、優れた研究業績を有する職員を配置する。
- ・採用に当たっては、他大学において活動実績のある教員をクロスアポイントメントなどの手法を用いて招聘することを検討する。また、必要に応じて、国内外で活躍する識者を非常勤講師として確保する。

(3) 入学者の選抜方法

- ・入学者の選抜については、一般入試を基本としつつ、社会人入試（医療・介護現場の第一線で活躍している社会人を対象）など多彩な方法を設ける。
- ・なお、出願資格については、主に社会人を対象として人材育成するため、大卒者だけでなく、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者も対象とする。

(4) 施設整備等

- ・設置場所は、県から委託を受けて社会健康医学の研究を実施している県立総合病院リサーチサポートセンターの施設を有効活用する。併せて、教育課程や教員組織を検討する中で、近隣の県有施設である環境衛生科学研究所の施設の活用を検討する。
- ・校舎・設備については設置基準に基づく施設・設備の整備に加え、教育課程を実施するのに必要な施設・設備を整備する。

4 地域の医療機関、大学等との連携

(1) 既存の大学や研究機関との連携

- ・社会健康医学の研究は、これまでも、健診データの分析や生活習慣病の要因に係る疫学研究など、県内の大学や研究機関における研究成果の蓄積があるため、これらの研究成果の活用や、共同研究を行うことにより、研究者同士の交流の輪も広がることが期待される。
- ・例えば、県内唯一の医師養成機関である浜松医科大学や、医療系の大学

院を有する大学とは、臨床研究から得られた科学的知見を健康増進施策や疾病予防対策にも活用するといった連携が考えられる。また、薬学等の専攻科がある静岡県立大学では、これまで産学民官の連携体制が構築されていることから、こうした連携体制の下で共同研究を行うなどの連携が考えられる。

- ・さらに、社会健康医学の研究は、医療系の研究者のほか、医療ビッグデータの収集、解析に必要な情報工学の研究者のほか、心理学や生命倫理学といった人文科学系の研究者など、幅広い分野の専門家が関わる必要があるため、こうした分野を専門とする県内の研究機関との連携も重要となる。

(2) 地域医療を支える関係者との連携

- ・社会健康医学の研究には、地域医療に精通した医師や看護師などの協力が不可欠であり、研究成果を還元する場合にも、地域住民に密着した医療を行う医師や、生活指導を行う保健師などとの連携が必要である。
- ・また、医療ビッグデータを活用した研究においては、レセプトデータやカルテ情報を収集し分析するため、こうしたデータの収集に当たっては、医師会や医療機関など地域医療を支える関係者の協力が不可欠である。

5 開学の時期

- ・2021年4月開学を目指し、教育研究体制や運営組織、施設整備などの具体化を図りながら文部科学省への申請の準備を進める。

6 大学院大学の設置運営主体

- ・大学院大学の運営に当たっては、県直営のほかに公立大学法人制度での運営が考えられる。